

**香取市子ども・子育て支援事業計画
幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の
量の見込みと確保方策及び実施時期等【素案】**

本素案に記載されている各事業の量の見込みや確保方策等の数字は、すべて平成 26 年 10 月現在の間取りまとめであり、今後の検討や事業者等の動向に応じて、変更になる可能性があります。

平成 26 年 10 月 香取市

目次

1	概要	4
2	量の見込みと確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業	7
3	教育・保育提供区域の設定	9
	（1）教育・保育提供区域とは	9
	（2）本市の区域設定の考え方	9
4	量の見込みと確保方策等の設定の流れ	11
	（1）家庭類型の分類	12
	（2）－1 幼児期の教育・保育の利用意向の集計方法	18
	（2）－2 地域子ども・子育て支援事業の利用意向の集計方法	18
	① 時間外保育事業（延長保育事業）	18
	② 放課後児童健全育成事業	18
	③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	18
	④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	19
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育やトワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業の就学前児童対象部分を含む）	19
	⑥ 病児保育事業（ファミリー・サポート・センター事業の病児等の預かりを含む）	19
	⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業の就学児対象部分）	20
	⑧ 利用者支援事業	20
	⑨ 乳児家庭全戸訪問事業	20
	⑩ 養育支援訪問事業	20
	⑪ 妊婦健康診査	20
	（3）量の見込みの推計	21
	① 推計児童人口	21
	② 量の見込みの推計まとめ	24

5	量の見込みと確保方策及び実施時期	26
(1)	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	26
①	1号認定	26
②	2号認定	27
③	3号認定	29
(2)	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	34
①	時間外保育事業（延長保育事業）	34
②	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	35
③	子育て短期支援事業（ショートステイ）	37
④	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	37
⑤	一時預かり事業	38
⑥	病児保育事業	39
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分	39
⑧	利用者支援事業	40
⑨	乳児家庭全戸訪問事業	40
⑩	養育支援訪問事業	41
⑪	妊婦健康診査	41
6	国の基本指針に基づき本計画に記載するその他事項	42
(1)	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	42
(2)	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	42
(3)	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携	42
(4)	労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	42
7	国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取り組みについて	43
8	計画の推進に向けて	43
(1)	推進の体制	43
(2)	計画の達成状況の点検及び評価	43

1 概要

我が国では、急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連 3 法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成 27 年 4 月から施行されます。

なお、『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の 3 つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援新制度』の 3 つの目的

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

この新制度を施行するに当たり、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、すべての市町村に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

なお、計画の中では、教育・保育提供区域ごとに、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み※1」を設定し、それに対応する確保方策※2（提供体制の確保の内容）及び実施時期について定めることになっています。

※1 量の見込みとは、就学前児童の保護者等を対象に平成 25 年度に市が実施したニーズ調査等に基づき設定する各事業の必要事業量の見込みのこと

※2 確保方策とは、量の見込み（必要事業量）に対して計画する確保の量や内容のこと

図 1 国における出生数と合計特殊出生率の推移

出典：平成 24 年人口動態統計月報年計

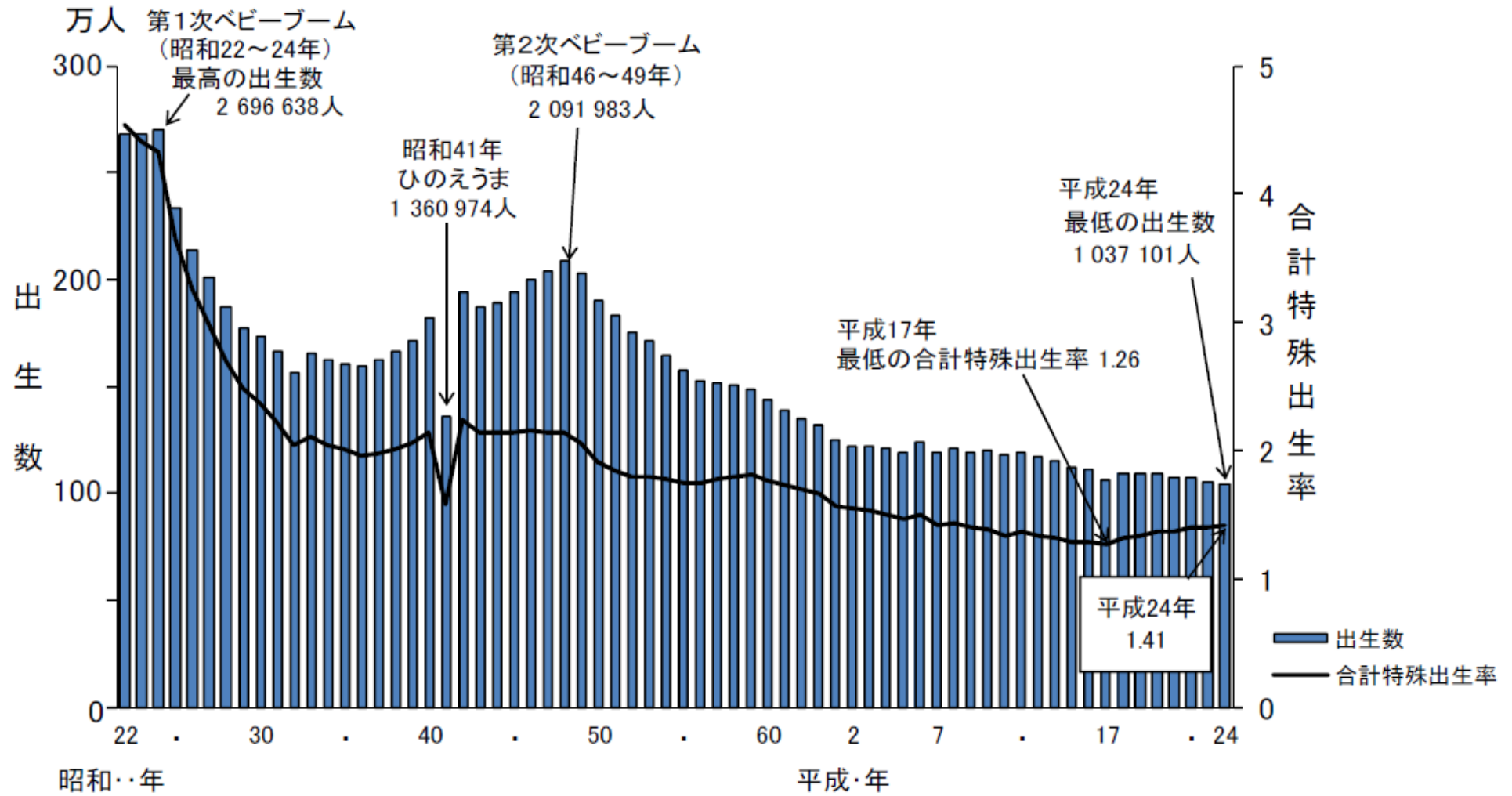
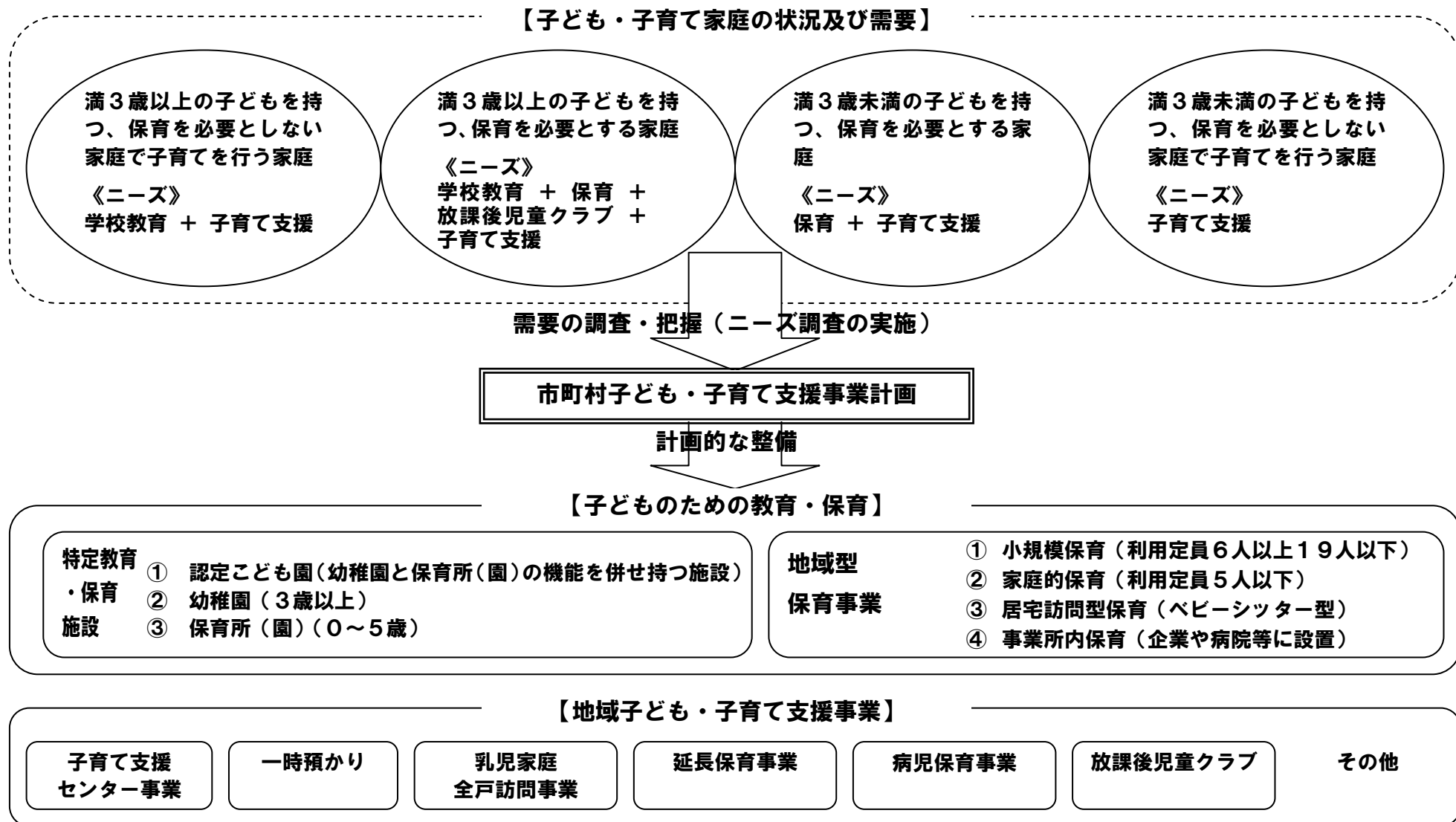


図 2 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）

出典：内閣府資料「子ども・子育て関連 3 法について」



2 量の見込みと確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業

次の幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）と地域子ども・子育て支援事業については、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」及び「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、この計画で定める「教育・保育提供区域」《9 ページを参照》ごとに、量の見込みと確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する必要があります。

表 1 幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）

認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭、共働きで教育ニーズの強い(幼稚園等の利用) 家庭	認定こども園及び幼稚園
			認定こども園（幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、 <u>教育標準時間（1日4時間程度）</u> の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	認定こども園及び保育所（園）
			認定こども園及び保育所（園）で、両親ともにフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合は、 <u>保育標準時間（1日11時間）</u> までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、 <u>保育短時間（1日8時間）</u> までの利用に対応。
3号	子どもが満3歳未満	共働きの家庭	認定こども園及び保育所（園）、地域型保育事業
			認定こども園及び保育所（園）で、両親ともにフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合は、 <u>保育標準時間（1日11時間）</u> までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、 <u>保育短時間（1日8時間）</u> までの利用に対応。 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応。

表 2 地域子ども・子育て支援事業

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業（延長保育事業）	11 時間等を超えて保育を行う事業	0～5 歳
2	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びや生活を主とする健全育成活動を行う事業	小学 1～3 年生、 小学 4～6 年生
3	子育て短期支援事業	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）	0～18 歳
4	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター事業）	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談などを実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業	0～2 歳
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3～5 歳（幼稚園）
		保育所（園）その他の場所での一時預かり	0～5 歳
6	病児保育事業	児童が発熱などの急な病気となった場合、病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0～5 歳、 小学 1～3 年生
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	0～5 歳、 小学 1～3 年生
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	0～5 歳、 小学 1～6 年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0 歳
10	養育支援訪問事業	様々な原因で養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、具体的な養育に関する指導・助言等を実施することにより、当該家庭の養育上の諸問題を解決・軽減を図る事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦

3 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等を記載することとなっています。

(2) 本市の区域設定の考え方

本市の教育・保育提供区域の設定にあたっては、市の変遷や地理的条件、教育・保育施設の整備の状況等を踏まえて、幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）のうち、2号認定及び3号認定《7 ページ表 1 を参照》並びに放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）《8 ページ表 2 を参照》については、「佐原区域」、「小見川区域」、「山田区域」、「栗源区域」の 4 区域を設定します。

そのほかの事業については、市全体を 1 つの区域として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定めていきます。

なお、各種事業の区域設定の考え方は、次ページ表 3 のとおりです。

表 3 教育・保育提供区域の設定

対象事業		教育・保育提供区域
幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）	1号認定	市全体を1つの区域
	2号認定及び3号認定	「佐原区域」、「小見川区域」、「山田区域」、「栗源区域」の4区域
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業（延長保育事業）	市全体を1つの区域
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	「佐原区域」、「小見川区域」、「山田区域」、「栗源区域」の4区域
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全体を1つの区域
	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	
	一時預かり事業	
	病児保育事業	
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	利用者支援事業	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
妊婦健康診査		

4 量の見込みと確保方策等の設定の流れ

量の見込みと確保方策等については、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、次の流れで設定を行います。

(1) 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



(2) 各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。



(3) 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（平成27年度から31年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを推計します。



(4) 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、施設や事業者を対象とする新制度への移行調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

(1) 家庭類型の分類

平成 25 年度に実施した就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、父母の有無、就労状況を踏まえて、調査の回答者をタイプ A からタイプ F までの 8 種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の認定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

表 4 家庭類型の分類の仕方

父親	母親	父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない 就労したことがない
				120時間以上	48時間以上 120時間未満	48時間未満	
母親不在		タイプA					
フルタイム (育休・介護休業中を含む)		タイプB		タイプC		タイプC'	
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	タイプC		タイプE		タイプD	
	48時間以上 120時間未満			タイプE'			
	48時間未満	タイプC'					
現在は就労していない 就労したことがない		タイプD				タイプF	

表 5 就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づく家庭類型の分類

【市全体】

家庭類型		現在		潜在 ※1	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	104	8.4%	104	8.4%
タイプB	フルタイム × フルタイム	436	35.0%	477	38.4%
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 48 時間 ※2 ~120 時間の一部)	396	31.8%	367	29.5%
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 48 時間未満 + 48 時間~120 時間の一部)	42	3.4%	68	5.5%
タイプD	専業主婦(夫)家庭	261	21.0%	221	17.8%
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 48 時間~120 時間の一部)	3	0.2%	3	0.2%
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 48 時間未満 + 48 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業 × 無業	3	0.2%	3	0.2%
ニーズ調査の回答者全体		1,245	100.0%	1,243	100.0%

※1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムのご家庭（タイプC）で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと。なお、フルタイムへの転換希望等の質問に無回答の方がいるため、現在と潜在で回答者数が異なる

※2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育短時間（1日8時間）の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本市の下限時間については、1か月当たり48時間と設定

【佐原区域】

家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	61	9.3%	61	9.3%
タイプB	フルタイム × フルタイム	209	31.8%	233	35.6%
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 48 時間 ※2 ~120 時間の一部)	201	30.6%	186	28.4%
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 48 時間未満 + 48 時間~120 時間の一部)	22	3.3%	37	5.6%
タイプD	専業主婦(夫)家庭	162	24.7%	136	20.8%
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 48 時間~120 時間の一部)	1	0.2%	1	0.2%
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 48 時間未満 + 48 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業 × 無業	1	0.2%	1	0.2%
ニーズ調査の回答者全体		657	100.0%	655	100.0%

【小見川区域】

家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	26	7.3%	26	7.3%
タイプB	フルタイム × フルタイム	138	38.7%	148	41.5%
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 48 時間 ※2 ~120 時間の一部)	115	32.2%	106	29.7%
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 48 時間未満 + 48 時間~120 時間の一部)	18	5.0%	23	6.4%
タイプD	専業主婦(夫)家庭	56	15.7%	50	14.0%
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 48 時間~120 時間の一部)	2	0.6%	2	0.6%
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 48 時間未満 + 48 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業 × 無業	2	0.6%	2	0.6%
ニーズ調査の回答者全体		357	100.0%	357	100.0%

【山田区域】

家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	14	9.2%	14	9.2%
タイプB	フルタイム × フルタイム	56	36.6%	60	39.2%
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 48 時間 ※2 ~120 時間の一部)	56	36.6%	52	34.0%
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 48 時間未満 + 48 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	5	3.3%
タイプD	専業主婦(夫)家庭	27	17.6%	22	14.4%
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 48 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 48 時間未満 + 48 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業 × 無業	0	0.0%	0	0.0%
ニーズ調査の回答者全体		153	100.0%	153	100.0%

【栗源区域】

家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	2	3.9%	2	3.9%
タイプB	フルタイム × フルタイム	22	43.1%	23	45.1%
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 48 時間 ※2 ~120 時間の一部)	17	33.3%	17	33.3%
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 48 時間未満 + 48 時間~120 時間の一部)	1	2.0%	2	3.9%
タイプD	専業主婦(夫)家庭	9	17.6%	7	13.7%
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 48 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 48 時間未満 + 48 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業 × 無業	0	0.0%	0	0.0%
ニーズ調査の回答者全体		51	100.0%	51	100.0%

(2) - 1 幼児期の教育・保育の利用意向の集計方法

平成 25 年度に実施した就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、子どもの年齢区分（0 歳家庭、1・2 歳家庭、3 歳～就学前家庭）ごと、かつ、認定区分（1 号～3 号認定）ごとに、幼児期の教育・保育（幼稚園や保育所（園）等）に対する利用意向を集計しました。

なお、2 号認定及び 3 号認定については、ニーズ調査結果だけでなく、各保育所（園）における最近の保育需要や児童人口に対する保育利用率等も勘案し、量の見込みを設定しています。

(2) - 2 地域子ども・子育て支援事業の利用意向の集計方法

① 時間外保育事業（延長保育事業）

就学前児童の保護者ニーズ調査の問 13（平日定期利用するもので今後希望する施設・サービス）で、選択肢「1 認定こども園」、「4 保育所（園）」～「9 居宅訪問型保育」のいずれかを選び、かつ、問 12-1 (2)（施設・サービスの今後の利用希望時間帯）で「18：00 以降」と記入した方の割合を集計しました。

② 放課後児童健全育成事業

低学年は、小学生の保護者ニーズ調査の問 11（現在の放課後の過ごし方）で、選択肢「6 放課後児童クラブ」を選んだ方を集計しました。また、高学年は、小学生の保護者ニーズ調査の問 11（現在の放課後の過ごし方）で、選択肢「6 放課後児童クラブ」を選んだ方のうち、問 12（高学年の放課後の過ごし方の希望）で、選択肢「6 放課後児童クラブ」を選んだ方の割合を集計し、低学年の利用希望者にその割合を乗じて量の見込みを推計しました。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

就学前児童の保護者ニーズ調査の問 19-1（泊まりがけで家族以外に預けなければならなかった場合の預け先）で、選択肢「2 保育サービスを利用した」又は「4 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」を選んだ方の割合を集計しました。

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

未就園の3歳未満児のうち、就学前児童の保護者ニーズ調査の問20（子育て支援センター等の利用状況）で、選択肢「1 子育て支援センター」を選んだ方と問21（子育て支援センター等の利用意向）で「1 子育て支援センター」を選んだ方を合わせた方の割合を集計しました。

⑤ 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育やトワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業の就学前児童対象部分を含む）

幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）のうち、1号認定の方による不定期利用については、就学前児童の保護者ニーズ調査の問13（平日定期利用するもので今後希望する施設・サービス）で、選択肢「1 認定こども園」又は「2 幼稚園」を選び、かつ、問18（不定期の一時預かりの利用意向）で「1 利用したいと思う」を選んだ方の割合とともに、就学前児童の保護者ニーズ調査の問12（平日定期利用している施設・サービス）で、選択肢「2 幼稚園」を選び、かつ、問17（不定期の一時預かりの利用状況）で「1 保育所（園）の一時預かり」又は「2 幼稚園の一時預かり（不定期利用の場合のみ）」を選んだ方の割合を集計しました。

また、幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）のうち、共働き家庭等による定期利用については、問12（現在、平日定期利用している施設・サービス）で、選択肢「2 幼稚園」を選んだ方で、問9（日頃お子さんをみてもらえる人の有無）で「1 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」を選んだ方を除くすべての対象者が一時預かりを定期利用するものとして、問11（1）（母親の週当たり平均就労日数）に52週を乗じた年当たり就労日数を利用意向日数としています。

保育所（園）その他の場所での一時預かりについては、幼稚園在園児以外の未就園児で、現在保育所（園）を定期利用していない方のうち、問18（不定期の一時預かりの利用意向）で「1 利用したい」を選んだ方の割合を集計しました。

なお、国からの事務連絡に基づき、上記集計方法で抽出した割合から、問9（日頃お子さんをみてもらえる人の有無）で「1 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」を選んだ方を除外しています。

⑥ 病児保育事業（ファミリー・サポート・センター事業の病児等の預かりを含む）

就学前児童の保護者ニーズ調査の問14-1（病気やケガ等で施設・サービスを利用できなかった場合の対処方法）で、選択肢「1 父親が休んだ」、「2 母親が休んだ」を選んだ方のうち、問14-2（病児・病後児保育の利用意向）で「1 できれば利用したかった」を選んだ方と、問14-1で「5 病児・病後児の保育を利用した」、「7 ファミリー・サポート・センターを利用した」、「8 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」を選んだ方を合わせた割合を集計しました。

なお、国からの事務連絡に基づき、上記集計方法で抽出した割合から、問9（日頃お子さんをみてもらえる人の有無）で「1 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」を選んだ方を除外しています。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業の就学児対象部分）

低学年は、就学前児童の保護者ニーズ調査の問 23（低学年の放課後の過ごし方の希望）で、選択肢「7 ファミリー・サポート・センター」を選んだ方、高学年は就学前児童の保護者ニーズ調査の問 24（高学年の放課後の過ごし方の希望）で、選択肢「7 ファミリー・サポート・センター」を選んだ方の割合を集計しました。

⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、ニーズ調査結果から直接、量の見込みを推計するかたちではなく、市における実績等を踏まえて量の見込みを設定する事業であり、香取市役所子育て支援課での実施を見込みます。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、ニーズ調査結果から直接、量の見込みを推計するかたちではなく、市における実績等を踏まえて量の見込みを設定します。

⑩ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、ニーズ調査結果から直接、量の見込みを推計するかたちではなく、市における実績等を踏まえて量の見込みを設定する事業であり、児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童及び特定妊婦、同条第 8 項に規定する要保護児童の数等を勘案して、量の見込みを設定します。

⑪ 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、ニーズ調査結果から直接、量の見込みを推計するかたちではなく、市における実績等を踏まえて量の見込みを設定します。

(3) 量の見込みの推計

① 推計児童人口

子ども・子育て支援事業計画の期間（平成27年～31年）の児童人口（0～11歳）について、平成21年～25年の「住民基本台帳人口」を用いて、「コーホート変化率法※」で推計を行いました。

表6 0～11歳の各歳別人口の推移《各年4月1日現在》

年齢	実績						推計					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	21→25 増減	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	27→31 増減
0	549	535	491	456	446	-103	466	455	446	435	425	-41
1	510	563	549	505	477	-33	493	483	472	463	452	-41
2	535	512	560	544	510	-25	461	492	482	471	462	1
3	582	548	521	554	544	-38	477	462	493	483	472	-5
4	616	578	549	520	565	-51	515	481	466	497	487	-28
5	661	613	582	548	520	-141	549	516	482	467	498	-51
小計	3,453	3,349	3,252	3,127	3,062	-391	2,961	2,889	2,841	2,816	2,796	-165
6	694	664	615	568	547	-147	562	545	512	478	463	-99
7	688	687	666	612	572	-116	517	563	546	513	479	-38
8	672	697	681	664	611	-61	546	515	561	544	511	-35
9	686	674	695	677	665	-21	569	545	514	560	543	-26
10	745	690	667	690	679	-66	606	565	541	510	556	-50
11	726	743	687	666	690	-36	660	605	564	540	509	-151
小計	4,211	4,155	4,011	3,877	3,764	-447	3,460	3,338	3,238	3,145	3,061	-399
合計	7,664	7,504	7,263	7,004	6,826	-838	6,421	6,227	6,079	5,961	5,857	-564

※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、0歳人口については、15～49歳女性における出生率の過去5年の平均を使用して、将来の15～49歳女性人口に出生率を乗じて推計しています。

表 7 年齢区分別人口の推移《各年4月1日現在》

年齢	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	21→25増減	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	27→31増減
0歳	549	535	491	456	446	-103	466	455	446	435	425	-41
1～2歳	1,045	1,075	1,109	1,049	987	-58	954	975	954	934	914	-40
3～5歳	1,859	1,739	1,652	1,622	1,629	-230	1,541	1,459	1,441	1,447	1,457	-84
6～8歳	2,054	2,048	1,962	1,844	1,730	-324	1,625	1,623	1,619	1,535	1,453	-172
9～11歳	2,157	2,107	2,049	2,033	2,034	-123	1,835	1,715	1,619	1,610	1,608	-227

図 3 年齢区分別人口の推移《各年4月1日現在》

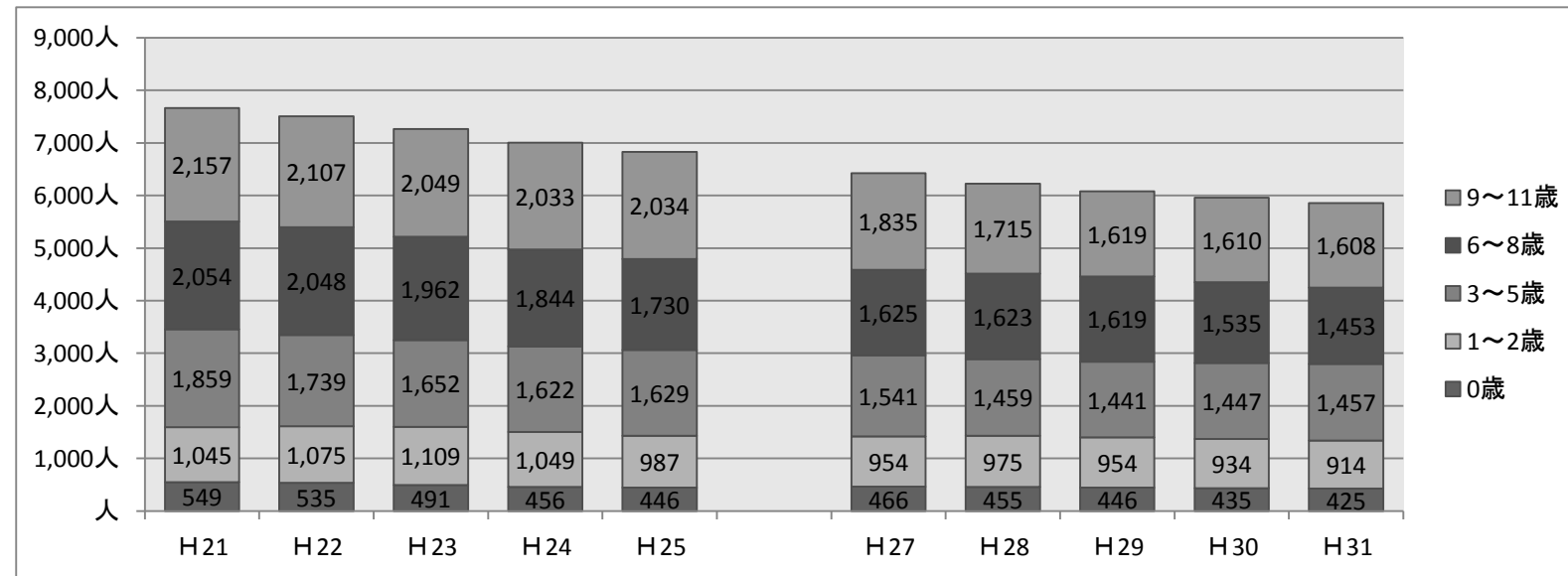


表 8 区域別年齢区分別人口の推移《各年 4 月 1 日現在》

【佐原区域】

年齢	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	21→25 増減	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	27→31 増減
0 歳	302	290	249	226	239	-63	250	244	239	233	227	-23
1～2 歳	538	566	592	549	492	-46	476	486	476	465	456	-20
3～5 歳	1,017	924	878	858	871	-146	824	780	771	774	780	-44
6～8 歳	1,079	1,113	1,061	1,001	922	-157	867	865	862	818	775	-92
9～11 歳	1,108	1,080	1,069	1,056	1,107	-1	999	933	882	876	875	-124

【小見川区域】

年齢	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	21→25 増減	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	27→31 増減
0 歳	168	142	165	139	134	-34	140	137	134	131	128	-12
1～2 歳	325	333	326	322	320	-5	309	316	309	303	296	-13
3～5 歳	536	516	485	506	490	-46	464	439	433	435	438	-26
6～8 歳	608	591	585	544	522	-86	490	490	489	463	438	-52
9～11 歳	662	634	604	608	592	-70	534	499	471	469	468	-66

【山田区域】

年齢	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	21→25 増減	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	27→31 増減
0 歳	63	74	52	61	51	-12	53	52	51	50	49	-4
1～2 歳	130	137	141	123	115	-15	111	114	111	109	106	-5
3～5 歳	203	199	203	190	196	-7	185	176	173	174	175	-10
6～8 歳	273	252	218	206	194	-79	182	182	182	172	163	-19
9～11 歳	263	274	268	271	243	-20	219	205	193	192	192	-27

【栗源区域】

年齢	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	21→25 増減	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	27→31 増減
0 歳	16	29	25	30	22	6	23	22	22	21	21	-2
1～2 歳	52	39	50	55	60	8	58	59	58	57	56	-2
3～5 歳	103	100	86	68	72	-31	68	64	64	64	64	-4
6～8 歳	94	92	98	93	92	-2	86	86	86	82	77	-9
9～11 歳	124	119	108	98	92	-32	83	78	73	73	73	-10

② 量の見込みの推計まとめ

計画期間の各年度の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向率を掛け合わせるによって、各事業の量の見込みを推計しました。

表 9 各事業の実績と量の見込みの推計

【市全体】

区分	事業等	単位	実績	ニーズ調査結果等に基づく量の見込み		25→31年度の増減	
			25年度	29年度	31年度		
幼児期の教育・保育	1号認定(3歳以上で、保育の必要性なし。幼稚園利用想定)	人	254	279	282	28	
	2号認定(3歳以上で、保育の必要性あり)	人	1,189	1,195	1,207	18	
	3号認定(3歳未満で、保育の必要性あり)	0歳	人	95	89	92	-3
		1・2歳	人	487	471	459	-28
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業(延長保育事業)	人	142	148	146	4	
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学1～3年生(6～8歳)	人	304	304	273	-31
		小学4～6年生(9～11歳)	人	20	133	119	99
	子育て短期支援事業(ショートステイ)	人日/年		16	16		
	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)※	人回/年		16,967	16,228		
	一時預かり事業	幼稚園在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	人日/年	2,910	11,609	11,738	8,828
保育所(園)その他の場所での一時預かり(トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む)		人日/年	2,587	3,652	3,588	1,001	

※地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)の全施設での受入可能人日は17,540人日/年

区分	事業等	単位	実績	ニーズ調査結果等に基づく量の見込み		25→31年度の増減
			25年度	29年度	31年度	
地域子ども・子育て支援事業	病児保育事業 (ファミリー・サポート・センター事業の病児等の預かりを含む)	人日/年		813	800	
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業の就学児対象部分)	人日/年		817	733	
	利用者支援事業	か所		1	1	
	乳児家庭全戸訪問事業	人	267	210	200	-67
	養育支援訪問事業	人	61	48	46	-15
	妊婦健康診査	人	466	450	440	-26
【参考】 児童人口	0歳	人	446	446	425	-21
	1・2歳	人	987	954	914	-73
	3～5歳	人	1,629	1,441	1,457	-172
	6～8歳	人	1,730	1,619	1,453	-277
	9～11歳	人	2,034	1,619	1,608	-426

5 量の見込みと確保方策及び実施時期

(1) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に沿って、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設及び地域型保育事業等による確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりです。

① 1号認定

確保方策については、市内幼稚園の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定しました。また、既存の公立幼稚園・保育所の統合整備による認定こども園への移行及び一部の私立保育園における認定こども園への移行（1号認定枠の設定）も見据えつつ、確保方策を設定します。

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	254 人	298 人	283 人	279 人	280 人	282 人
確保方策		357 人	346 人	359 人	364 人	394 人
特定教育・保育施設		187 人	176 人	189 人	194 人	224 人
確認を受けない幼稚園		170 人	170 人	170 人	170 人	170 人
過不足※		59 人	63 人	80 人	84 人	112 人

※過不足とは、量の見込みに対して確保の量が多いのか、足りないのかを表したもの（プラスの場合は、供給体制に余裕があるということであり、マイナスの場合は、量の見込みに対して供給体制が不足しているということ）

② 2号認定

確保方策については、市内保育所（園）の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定しました。

また、既存の公立幼稚園・保育所を統合整備して、平成29年度に1か所、平成31年度に1か所、それぞれ認定こども園への移行を計画しており、新規施設の整備で量の見込みの確保を図ります。

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）	1,189人	1,202人	1,190人	1,195人	1,213人	1,207人
確保方策		1,173人	1,174人	1,223人	1,223人	1,240人
特定教育・保育施設		1,173人	1,174人	1,223人	1,223人	1,240人
認可外保育施設		0人	0人	0人	0人	0人
過不足		-29人	-16人	28人	10人	33人

【佐原区域】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）	569人	579人	581人	584人	594人	587人
確保方策		565人	568人	569人	568人	587人
特定教育・保育施設		565人	568人	569人	568人	587人
認可外保育施設		0人	0人	0人	0人	0人
過不足		-14人	-13人	-15人	-26人	0人

【小見川区域】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	381 人	393 人	380 人	379 人	386 人	387 人
確保方策		364 人	365 人	416 人	419 人	420 人
特定教育・保育施設		364 人	365 人	416 人	419 人	420 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足		-29 人	-15 人	37 人	33 人	33 人

【山田区域】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	170 人	156 人	157 人	161 人	162 人	160 人
確保方策		170 人	169 人	167 人	165 人	160 人
特定教育・保育施設		170 人	169 人	167 人	165 人	160 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足		14 人	12 人	6 人	3 人	0 人

【栗源区域】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	69 人	74 人	72 人	71 人	71 人	73 人
確保方策		74 人	72 人	71 人	71 人	73 人
特定教育・保育施設		74 人	72 人	71 人	71 人	73 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

③ 3号認定

確保方策については、市内保育所（園）の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定したほか、地域型保育事業の新規実施を見込みました。

【市全体】

（0歳）

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	95 人	86 人	88 人	89 人	89 人	92 人
確保方策		78 人	82 人	88 人	90 人	96 人
特定教育・保育施設		78 人	82 人	88 人	90 人	96 人
地域型保育事業		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足		-8 人	-6 人	-1 人	1 人	4 人

（1・2歳）

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	487 人	434 人	469 人	471 人	465 人	459 人
確保方策		450 人	475 人	492 人	485 人	488 人
特定教育・保育施設		444 人	466 人	483 人	476 人	479 人
地域型保育事業		6 人	9 人	9 人	9 人	9 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足		16 人	6 人	21 人	20 人	29 人

【佐原区域】

(0歳)

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	55 人	39 人	40 人	41 人	42 人	44 人
確保方策		35 人	40 人	39 人	41 人	45 人
特定教育・保育施設		35 人	40 人	39 人	41 人	45 人
地域型保育事業		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足		-4 人	0 人	-2 人	-1 人	1 人

(1・2歳)

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	233 人	215 人	229 人	234 人	230 人	229 人
確保方策		225 人	237 人	237 人	235 人	239 人
特定教育・保育施設		219 人	228 人	228 人	226 人	230 人
地域型保育事業		6 人	9 人	9 人	9 人	9 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足		10 人	8 人	3 人	5 人	10 人

【小見川区域】

(0歳)

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	23 人	27 人	30 人	30 人	29 人	30 人
確保方策		20 人	20 人	29 人	29 人	30 人
特定教育・保育施設		20 人	20 人	29 人	29 人	30 人
地域型保育事業		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足		-7 人	-10 人	-1 人	0 人	0 人

(1・2歳)

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	149 人	131 人	145 人	145 人	142 人	141 人
確保方策		136 人	146 人	164 人	160 人	158 人
特定教育・保育施設		136 人	146 人	164 人	160 人	158 人
地域型保育事業		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足		5 人	1 人	19 人	18 人	17 人

【山田区域】

(0歳)

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	16 人	11 人	10 人	10 人	10 人	10 人
確保方策		15 人	14 人	12 人	12 人	13 人
特定教育・保育施設		15 人	14 人	12 人	12 人	13 人
地域型保育事業		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足		4 人	4 人	2 人	2 人	3 人

(1・2歳)

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	72 人	65 人	69 人	67 人	69 人	65 人
確保方策		64 人	64 人	64 人	64 人	65 人
特定教育・保育施設		64 人	64 人	64 人	64 人	65 人
地域型保育事業		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足		-1 人	-5 人	-3 人	-5 人	0 人

【栗源区域】

(0歳)

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	1 人	9 人	8 人	8 人	8 人	8 人
確保方策		8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
特定教育・保育施設		8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
地域型保育事業		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足		-1 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(1・2歳)

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	33 人	23 人	26 人	25 人	24 人	24 人
確保方策		25 人	28 人	27 人	26 人	26 人
特定教育・保育施設		25 人	28 人	27 人	26 人	26 人
地域型保育事業		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足		2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に沿って、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保方策及び実施時期を設定します。

① 時間外保育事業（延長保育事業）

11 時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。

確保方策としては、量の見込みに対して保育所（園）の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	142 人	154 人	150 人	148 人	147 人	146 人
確保方策		154 人	150 人	148 人	147 人	146 人

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びや生活を主とする健全育成活動を行う事業です。

確保方策としては、既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。なお、放課後児童クラブが整備されていない学区については、施設整備の検討を行うほか、他学区の施設への送迎や民間施設との連携を図り、放課後の居場所の確保に努めます。

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	324 人	439 人	438 人	437 人	415 人	392 人
小学 1～3 年生（6～8 歳）	304 人	306 人	305 人	304 人	289 人	273 人
小学 4～6 年生（9～11 歳）	20 人	133 人	133 人	133 人	126 人	119 人
確保方策		460 人	460 人	460 人	460 人	460 人
小学 1～3 年生（6～8 歳）		329 人	328 人	328 人	325 人	325 人
小学 4～6 年生（9～11 歳）		131 人	132 人	132 人	135 人	135 人
過不足		21 人	22 人	23 人	45 人	68 人

【佐原区域】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	155 人	223 人	222 人	222 人	211 人	200 人
小学 1～3 年生（6～8 歳）	135 人	154 人	153 人	153 人	146 人	138 人
小学 4～6 年生（9～11 歳）	20 人	69 人	69 人	69 人	65 人	62 人
確保方策		215 人	215 人	215 人	215 人	215 人
小学 1～3 年生（6～8 歳）		154 人	153 人	153 人	150 人	150 人
小学 4～6 年生（9～11 歳）		61 人	62 人	62 人	65 人	65 人
過不足		-8 人	-7 人	-7 人	4 人	15 人

【小見川区域】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	99 人	124 人	124 人	123 人	118 人	112 人
小学 1～3 年生 (6～8 歳)	99 人	91 人	91 人	90 人	86 人	81 人
小学 4～6 年生 (9～11 歳)	0 人	33 人	33 人	33 人	32 人	31 人
確保方策		135 人	135 人	135 人	135 人	135 人
小学 1～3 年生 (6～8 歳)		100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
小学 4～6 年生 (9～11 歳)		35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
過不足		11 人	11 人	12 人	17 人	23 人

【山田区域】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	41 人	68 人	68 人	68 人	63 人	58 人
小学 1～3 年生 (6～8 歳)	41 人	43 人	43 人	43 人	40 人	38 人
小学 4～6 年生 (9～11 歳)	0 人	25 人	25 人	25 人	23 人	20 人
確保方策		70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
小学 1～3 年生 (6～8 歳)		45 人	45 人	45 人	45 人	45 人
小学 4～6 年生 (9～11 歳)		25 人	25 人	25 人	25 人	25 人
過不足		2 人	2 人	2 人	7 人	12 人

【栗源区域】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	29 人	24 人	24 人	24 人	23 人	22 人
小学 1～3 年生 (6～8 歳)	29 人	18 人	18 人	18 人	17 人	16 人
小学 4～6 年生 (9～11 歳)	0 人	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
確保方策		40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
小学 1～3 年生 (6～8 歳)		30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
小学 4～6 年生 (9～11 歳)		10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
過不足		16 人	16 人	16 人	17 人	18 人

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育して行くことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行うものです。

本事業については、量の見込みが若干数のため、計画期間中に実施の検討を行います。

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		17 人日	16 人日	16 人日	16 人日	16 人日
確保方策		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として、① 交流の場の提供・交流促進、② 子育てに関する相談・援助、③ 地域の子育て関連情報提供、④ 子育て・子育て支援に関する講習等があります。

確保方策としては、量の見込みに対して子育て支援センターの既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		17,210 人回	17,331 人回	16,967 人回	16,592 人回	16,228 人回
確保方策	4 か所	4 か所	4 か所	5 か所	5 か所	6 か所

※既存の公立幼稚園・保育所について、平成 29 年度に 1 か所、平成 31 年度に 1 か所、それぞれ認定こども園への移行を計画しており、確保方策は移行後の認定こども園で実施予定の 2 か所の増を含む。

⑤ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所（園）その他の場所で一時的に預かる事業です。

確保方策としては、量の見込みに対して幼稚園や保育所（園）等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

【市全体】

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,910 人日	12,415 人日	11,754 人日	11,609 人日	11,658 人日	11,738 人日
確保方策		13,350 人日	13,350 人日	13,350 人日	13,350 人日	13,350 人日

イ 保育所（園）その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,587 人日	3,800 人日	3,714 人日	3,652 人日	3,617 人日	3,588 人日
確保方策		3,800 人日	3,714 人日	3,652 人日	3,617 人日	3,588 人日
一時預かり事業		3,800 人日	3,714 人日	3,652 人日	3,617 人日	3,588 人日
子育て援助活動支援事業		—	—	—	—	—
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）		—	—	—	—	—

⑥ 病児保育事業

病児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

確保方策としては、量の見込みに対して子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターの病児預かり）で対応することを想定しています。また、公立保育所への保健師の配置や保育所（園）等への随時派遣による対応も検討します。

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		847 人日	827 人日	813 人日	806 人日	800 人日
確保方策		900 人日	900 人日	900 人日	900 人日	900 人日
病児保育事業		—	—	—	—	—
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）		900 人日	900 人日	900 人日	900 人日	900 人日

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

確保方策としては、量の見込みに対して現在の提供体制で対応可能と想定しています。

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		820 人日	819 人日	817 人日	774 人日	733 人日
確保方策		900 人日	900 人日	900 人日	900 人日	900 人日

⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又はその保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。

確保方策としては、香取市役所子育て支援課での実施を想定しています。

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

確保方策としては、既存の実施体制で対応可能と想定しています。

【市全体】

区分	実績	推計					
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み	267 人	219 人	214 人	210 人	205 人	200 人	
確保方策	実施体制		89 人	89 人	85 人	85 人	85 人
	実施機関		市	市	市	市	市
	委託団体		—	—	—	—	—

⑩ 養育支援訪問事業

当事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

確保方策としては、既存の実施体制で対応可能と想定しています。

【市全体】

区分	実績		推計				
	平成 25 年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	61 人		50 人	49 人	48 人	47 人	46 人
確保方策	実施体制		3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	実施機関		市	市	市	市	市
	委託団体		—	—	—	—	—

⑪ 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

確保方策としては、既存の実施体制で対応可能と想定しています。

【市全体】

区分	実績		推計				
	平成 25 年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	466 人		470 人	459 人	450 人	439 人	440 人
確保方策	実施場所		医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制		委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目		県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目
	実施時期		随時	随時	随時	随時	随時

6 国の基本指針に基づき本計画に記載するその他事項

(1) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市は、市内の保育所（園）と幼稚園がこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供に当たっては、公立の保育所と幼稚園の統合整備による幼保連携型認定こども園への移行（平成29年度に1か所、平成31年度に1か所）を計画するほか、既存の私立保育園や私立幼稚園からの申請を踏まえて、需給バランスを考慮しつつ認定こども園への移行を検討し、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

また、幼稚園、保育所、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

本市は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(4) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

7 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取り組みについて

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、平成31年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

8 計画の推進に向けて

（1）推進の体制

本計画の推進にあたって、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所（園）・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

（2）計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業については、その進捗状況を毎年度点検・評価します。点検・評価にあたっては、「香取市子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は市民へ公表します。